

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部となります。

## 1、募集型企画旅行契約

(1) この旅行は、株式会社イズム旅行（以下「当社」といいます）が企画・実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。

(2) 旅行契約の内容・条件はこの条件書によるほかパンフレット等、出発前にお渡しする確定書面（最終日程表）および当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

## 2、旅行のお申込みおよび契約の成立時期

(1) 旅行のお申込みは、所定の申込書に所定事項を記入のうえ、申込金を添えてお申込みください。

(2) 当社は、電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段により旅行契約の予約を受けつけることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立していません。当社が予約の承諾をする旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に(1)の申込手続きをお願いします。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

(3) お客様との旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込書と申込金を受領したときに成立するものとします。

(4) お客様が(2)の期間内に申込金をお支払いにならない場合は、当社は、予約がなかったものとして取扱います。

(5) お申し込みの際、お一人様につき以下の申込金をお支払いいただきます。申込金は、「お支払い対象旅行代金」または「取消料」、「違約料」の一部または全部として取扱います。

区分	申込金（おひとり）
旅行代金が3万円以上	10000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円未満	5000円以上旅行代金まで

この表における旅行代金は、「お支払い対象旅行代金」のことをいいます。特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等の定めるところによります。

(6) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込があった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているとみなします。

## 3、お申込みの条件

妊娠中の方、現在健康を損なっている方、身体に障害をお持ちの方、補助犬使用者の方などで、特別な配慮（車椅子の手配等）を必要とする場合は、旅行申込時にその旨をお申出ください。当社は可能で合理的な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する追加費用はお客様の負担とします。また旅行内容や現地事情、運送・宿泊機関等の状況等により健康診断書のご提出、同伴者・介助者のご同項を条件とさせていただくか、日程の一部変更や参加をお断りする場合があります。

## 4、契約書面および確定書面（最終日程表）の交付

確定した旅行日程、航空機の便名、列車名および宿泊ホテル名、集合場所および時刻等が記載された確定書面（最終日程表）を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。（原則として旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日～10日目にあたる日より前にお渡しするよう努力いたします。）ただし、旅行開始日の前日からさかのぼって7日目にあたる日以降に旅行の申込がなされた場合には、旅行開始日までにお渡しいたします。また、お渡し期日前であってもお問合せいただければ、手配内容についてご説明いたします。

## 5、旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前に全額お支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日までの当社が指定する期日までにお支払いいただきます。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

## 6、「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれるもの

(1) 旅行日程に明示された以下のものが含まれます。

- 《ア》航空運賃および船舶・鉄道運賃等（コースにより等級が異なります）
- 《イ》空港・駅・港と宿泊機関との送迎バス代等
- 《ウ》バス代金・ガイド代金・入場料等の観光代金
- 《エ》宿泊代金およびサービス料金
- 《オ》食事代金およびサービス料金

《カ》お客様お一人につきスーツケース等1個の受託手荷物運搬料金（おひとり15kg以内が原則となっておりますが、座席等級、方面により異なりますので詳しくは係員にお尋ねください。）手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関への運送受託手続きを代行するものです。また、一部の空港・駅・ホテルではポーターがいない等の理由により、お客様ご自身で運搬していただく場合があります。

《キ》団体行動中の心付け

《ク》添乗員が同行するコースの添乗員同行代金

《ケ》その他パンフレット等に含まれる旨明示したもの

(2) 上記諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

## 7、「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれないもの

第6項の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

《ア》自宅から集合・解散場所までの交通費、宿泊費等

《イ》超過手荷物料金（規定の重量・容量・個数を超える分について）

《ウ》クリーニング代金、電報電話料金、ホテルのボーイ・メイド等へのチップ、その他追加飲食等個人的性質の諸費用、およびこれらに伴う税・サービス料

《エ》傷害、疾病に関する医療費等

《オ》「オプションツアー」等と称し、現地で希望者のみを募って実施する小旅行等の代金

《カ》「OOプラン」、「OO追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金

## 8、旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときはお客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係をご説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明します。

## 9、お客様の交代

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、交代に要する実費とともに当社に提出していただきます。

## 10、お客様の解除権（旅行開始前）

(1) お客様は第2項の旅行契約成立後いつでも、次による取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申出は、当社の営業日・営業時間内にお受けしますので、旅行お申し込み時に営業時間等をお客様ご自身でご確認ください。

旅行契約の解除期日	取消料（おひとり）
イ、 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰り旅行にあっては10日目）にあたる日以降8日目にあたる日まで	旅行代金の20%
ロ、 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降前々日にあたる日まで	旅行代金の30%
ハ、 旅行開始日の前日	旅行代金の40%
ニ、 旅行開始日の当日	旅行代金の50%
ホ、 無連絡不参加および旅行開始後	旅行代金の100%

(2) 旅行契約成立時に、お客様のご都合によりコースまたは出発日を変更された場合は、取消後に再予約を行うこととなり、上記の取消料の対象となります。

(3) 当社は旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（または申込金）から所定の取消料を差し引いた差額を払戻します。

## 11、当社の責任

(1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して、14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様

おひとりにつき 15 万円を限度（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

（2）お客様が、以下に例示するような当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社はおお客様に対して（1）の責任を負いません。ただし、当社または手配代行者の故意または過失が証明されたときは、この限りではありません。

- 《ア》天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- 《イ》運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- 《ウ》官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- 《エ》自由行動中の事故 《オ》食中毒 《カ》盗難
- 《キ》運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更などまたはこれらによって生じる旅行日程の変更・目的滞在時間の短縮

## 12、特別補償

当社は、当社が実施する募集型企画旅行に参加するお客様が、その募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に障害を被ったときは、約款の別紙「特別補償規定」に従い、お客様またはその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、通院見舞金および入院見舞金を支払います。補償金等の額は、お客様おひとりにつき通院見舞金として通院日数により 1 万円～5 万円、入院見舞金として入院日数により 2 万円～20 万円、死亡補償金として、1500 万円、また、所有の身の回り品に損害を被ったときは、15 万円を限度（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。）として支払います。

## 13、旅程保証

- （1）当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払い対象旅行代金に右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に支払います。
- （2）契約内容の重要な変更が生じた原因が以下によるものであることが明白な場合（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したこと《いわゆるオーバーブッキング等》による場合は除きます。）は変更補償金を支払いません。
  - a. 旅行日程に支障をきたす悪天候を含む天災地変
  - b. 戦乱
  - c. 暴動
  - d. 官公署の命令
  - e. 欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
  - f. 遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供
  - g. 旅行参加者の生命または身体上の安全確保のための必要な措置
- （3）（1）の規定にかかわらず、当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者 1 名に対して 1 旅行契約につきお支払い対象旅行代金に 15% を乗じた額を上限とします。また、旅行者 1 名に対して 1 旅行契約につき支払うべき変更補償金が 1000 円未満の場合、変更補償金は支払いません。

変更補償金の支払いが必要となる変更	変更補償金の額＝ 1 件につき下記の率×旅行代金	
	旅行開始日の前日までに お客様に 通知した場合	旅行開始日以 降にお客様に 通知した場合
《1》契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1. 5%	3. 0%
《2》契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他旅行の目的地の変更	1. 0%	2. 0%
《3》契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び施設の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り。）	1. 0%	2. 0%

《4》契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1. 0%	2. 0%
《5》契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1. 0%	2. 0%
《6》契約書面に記載した宿泊機関の種類又は会社名の変更	1. 0%	2. 0%
《7》契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他客室の条件の変更	1. 0%	2. 0%
《8》前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2. 5%	5. 0%

注 1：「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注 2：確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき 1 件として取扱います。

注 3：第 3 号又は第 4 号・6 号に掲げる変更に係わる運送機関や宿泊施設の利用を伴うものである場合は、1 泊につき 1 件として取扱います。

注 4：第 4 号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合は適用しません。

注 5：第 4 号又は第 6 号若しくは第 7 号に掲げる変更が 1 乗車船等又は 1 泊の中で複数生じた場合であっても、1 乗車船等又は 1 泊につき 1 件として取扱います。

注 6：第 8 号に掲げる変更については、第 1 号から第 7 号までの率を適用せず、第 8 号によります。

## 14、お客様の責任

お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービスの提供者にその旨をお申し出ください。

## 15、個人情報の取扱い

- （1）当社は、旅行申し込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡のためや運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及び受領のための手続きに利用させていただくほか、必要な範囲内で当該機関等および手配代行者に提供いたします。
- （2）当社が取り扱うサービス・商品に関する情報をお客様に提供させていただくことがあります。
- （3）当社は旅行先でのお客様のお買物等の便宜のため、お客様の個人データを免税品店等の事業者へ提供することがあります。この場合、お名前、郵便番号、搭乗航空便名等に係わる個人データを、電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、申し込みの際にお申し出ください。

大阪府知事登録旅行業第 2-107 号  
 全国旅行業協会 正会員  
 大阪府旅行業協会 (OATA) 会員  
 大阪府枚方市岡本町 4-3 いすゞビル 1F  
 株式会社いすゞ旅行  
 総合旅行業務取扱管理者 中山 雅博